

第12回 釧路市農業委員会総会議事録

- | | |
|----------|--|
| 1. 日 時 | 令和7年4月30日 13:30~14:30 |
| 2. 場 所 | 釧路市役所本庁舎 議会議場 |
| 3. 出席委員 | 1番 廣瀬女公美 委員 2番 清水 幸治 委員 3番 菅原 雄一 委員
4番 熊坂 隆雄 委員 5番 志賀 忠浩 委員 6番 大畑 礼子 委員
7番 樋口 英樹 委員 9番 佐藤 泰正 委員 10番 稲場 洋二 委員
11番 金子 靖 委員 12番 佐藤 裕司 委員 13番 瀬戸 賢成 委員
14番 二谷 幸裕 委員 15番 浅野 徳昭 委員 16番 伊藤 まり 委員
17番 野村 照明 委員 18番 福西 範 委員 20番 松下 裕幸 委員
21番 吉澤しのぶ 委員 |
| 4. 欠席者 | (以上 19名)

8番 中川 浩幸 委員 19番 成田 俊英 委員 |
| 5. 参 与 者 | 農業委員会事務局
事務局長 塩田 省吾 事務局長補佐 高山 直樹 次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗
(以上 6名) |
| 6. 議事日程 | 会議録署名委員の指名 4番 熊坂 隆雄 委員
5番 志賀 忠浩 委員

会期決定について 令和 7年 4月30日(1日) |
- 報告 第23号 現況証明願について（市街化区域）

報告 第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案 第57号 現況証明願について

議案 第58号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について

協議事項 令和6年度の最適化活動の点検・評価

協議事項 令和6年度の最適化活動の点検・評価結果等の公表

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第12回鉏路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に4番、熊坂孝雄委員、5番、志賀忠浩委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日4月30日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
報告第23号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第23号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []m²の土地について、所有者の []氏の代理人である、 []氏より現況証明願があり、4月2日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の2番は資料が5ページと8ページから9ページにございます。

公簿地目が畑である、 []の1筆、面積 []m²の土地について、所有者の []氏の代理人である []氏より現況証明願があり、4月2日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

議長
野村会長

委員
委員一同

議長
野村会長

事務局
塩田事務局長

議長
野村会長

委員
委員一同

議長
野村会長

事務局
塩田事務局長

次に、表の3番は資料が5ページと10ページから11ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []m²の土地について、所有者の []氏の代理人である []氏より現況証明願があり、4月17日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり利用状況は雑種地でしたので、4月18日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告いたします。

ただいま報告がありました、報告第23号「現況証明願」について質問等を求めます。

なし

質問がないようですので、次に、報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告してください。

それでは、議案書の12ページにございます、報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告いたします。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、釧路地区で1件の申請がございました。

議案書13ページの表の1番は、相続人 []氏より、被相続人 []氏が所有していた、 []、他9筆、面積合計 []m²の農用地を、令和6年6月27日に相続し所有権を取得したとして、3月17日その旨の届出があり、3月19日、会長専決により受理書を発行いたしました。

以上、1件の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

ただいま報告がありました「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

なし

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第57号「現況証明願」について事務局より説明してください。

それでは、議案書の14ページにございます、議案第57号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で2件の申請がございました。

議長
野村会長

委員
瀬戸委員

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページから17ページにございます。
公簿地目が畑である、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED]㎡
の土地について、所有者の [REDACTED] 氏の代理人である、 [REDACTED]
[REDACTED] より現況証明願がございました。

当該地は、令和6年11月13日に現地調査を実施しているところであり、現況
に変化がないものと考えられることから、改めての調査は行わず、前回の調査結果
をもって証明書を発給してよろしいか、ご審議をお願いするものになります。

次に、表の2番は、資料が18ページから19ページにございます。

公簿地目が畑である、 [REDACTED] の1筆、面積 [REDACTED]㎡の土地につい
て、所有者の [REDACTED] 氏の代理人である、 [REDACTED] 氏より現況証明願
がございました。

4月17日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結
果、利用状況は農地採草放牧地以外の建築済地であると確認いたしました。

次に、表の3番は、資料が18ページと、20ページから25ページにございま
す。

公簿地目が牧場である、 [REDACTED]、他12筆、面積合計 [REDACTED]㎡の
土地について、所有者の [REDACTED] 氏の代理人である、 [REDACTED] より現況証
明願がございました。

4月17日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結
果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認いたしました。

以上、3件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、2番と3番の現地調査結
果について、調査委員長の瀬戸賢成委員より報告をお願いします。

議案第57号「現況証明願」の2番と3番について報告いたします。

2番は、 [REDACTED] 氏が所有する、公簿地目が畑、 [REDACTED] の1筆、
[REDACTED]㎡の土地 についてであります。

4月17日、音別地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、
当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は建築済地であることを確認いたしま
した。

3番は、 [REDACTED] 氏が所有する、公簿地目が牧場、 [REDACTED]、他12筆、
合計 [REDACTED]㎡の土地についてであります。

4月17日、音別地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、
当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いた
しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

瀬戸委員、ありがとうございました。

それでは、議案第57号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第57号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第57号「現況証明願」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の26ページにございます、議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明いたします。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書27ページの表の1番は、資料が28ページから29ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、4月15日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、協議事項「令和6年度の最適化活動の点検・評価」について協議を行います。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の30ページでございます、協議事項「令和6年度の最適化活動の点検・評価」についてご説明いたします。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」において、農業委員会は最適化活動を行う農業委員から提出された活動記録簿等を5月末までに総会において点検・評価することとされております。

つきましては、議案書31ページの表の日数などを基に、事務局として整理いたしました原案を32ページに記載しましたので、ご協議をお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま提案のありました「令和6年度の最適化活動の点検・評価」について協議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、協議事項「令和6年度の最適化活動の点検・評価」については、原案のとおりといたします。

次に、協議事項「令和6年度の最適化活動の点検・評価結果の公表」について協議を行います。

事務局より説明してください。

議長

野村会長

それでは、議案書の33ページでございます、協議事項「令和6年度の最適化活動の点検・評価結果の公表」についてご説明いたします。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」において、農業委員会は、毎年度、農業委員会の最適化活動の実施状況、及び最適化活動の目標の達成状況、並びにこれらの点検・評価結果を取りまとめたものを、個人情報を除いた上で、インターネットの利用その他適切な方法で公表することとされております。

つきましては、事務局として検討いたしました原案を議案書の34ページから39ページに記載しましたので、ご協議をお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま提案のありました「令和6年度の最適化活動の点検・評価結果の公表」について協議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、協議事項「令和6年度の最適化活動の点検・評価結果の公表」については、原案のとおりといたします。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、申請であることを認めます。

令和 7年 4月30日

議長

野村 照明

署名委員

熊坂 隆雄

署名委員

志賀 忠浩